

1. 訪問型サービス（独自）算定構造

【国基準訪問サービス（国基準相当訪問型サービス）】令和8年6月以降

基本部分	注	注	注
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

イ 訪問型サービス費（独自）

(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,176単位)			
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者、要支援1・2 (1月につき 2,349単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100  事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100  正当な理由なく事業所と同一の建所に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88/100
(3) 1週に2回を超える程度の場合	事業対象者、要支援2 (1月につき 3,727単位)			

□ 初回加算	(1月につき 200単位を加算)
--------	------------------

ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） (1月につき 200単位を加算)

ニ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位を加算（1月に1回を限度）)
------------	----------------------------

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1月につき 所定単位×270/1000を加算)
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1月につき 所定単位×287/1000を加算)
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1月につき 所定単位×249/1000を加算)
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1月につき 所定単位×266/1000を加算)
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき 所定単位×207/1000を加算)
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき 所定単位×170/1000を加算)

注  
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

□ 支給限度額管理の対象の算定

□ 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入